

## 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 役員報酬及び役員退職手当の支給基準

### 1 役員報酬・役員退職手当に関する法律の規定の概略（地方独立行政法人法 48 条,49 条(56 条 1 項で準用)）

- ① 一般地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 報酬等の支給の基準は、法人が定め、知事に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ③ 報酬等の支給の基準は、(1)国・地方公共団体の職員給与、(2)他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、(3)当該法人の業務実績その他の事情を考慮して定めなければならない。
- ④ 評価委員会は、報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

### 2 基本的な考え方

- ① 役員の職務・職責に応じた適正かつ妥当な水準とする。その妥当性の判断に当たっては、他の地方独立行政法人（公立大学法人を含む）及び国の独立行政法人（国立大学法人を含む）の役員報酬等の状況のほか、国立病院（直営）の長、岐阜県を含む都府県の特別職、地方独立行政法人化前の岐阜県立病院の院長等及び他県の病院事業管理者等の給与の状況を参考とする。
- ② ①を踏まえた結果、役員の基本報酬の月額並びに賞与及び退職手当の算定方法は、「指定職俸給表」の適用を受ける国家公務員の取扱い及びこれに準拠して定められている岐阜県の教育職給料表(一)6級の適用を受ける職員の取扱いを参考に定めることとする。
- ③ 評価委員会による法人の業務実績評価を活用し、その評価結果を常勤役員の賞与及び退職手当に反映することができる制度とする。

### 3 役員報酬の支給基準

#### (1) 常勤役員（理事長、副理事長、理事）

##### ①基本報酬（月額）

理事長 865,200 円 以内

副理事長 805,460 円 以内

理事 747,780 円 以内

##### ②通勤手当 法人職員の例による

##### ③賞与 [計算式] 賞与(年間支給総額) = 基本報酬月額 × 1.45 × (1.45 [6月] + 1.65 [12月])

◆職員を兼務する常勤役員には、役員報酬は支給せず、職員給与規程を適用する。

◆基本報酬（月額）については、理事会において特に必要と認める場合に限り、ここで定める上限額を上回る金額を定めることができるものとする。ただし、その場合の金額は、ここで定める上限額に 100 分の 120 を乗じた額を超えることができないものとする。

◆設立団体である岐阜県において職員給与の臨時的抑制措置（給与カット）が行われる場合も、必ずしも同様の措置を行うものではない。（法人の職員と同様の取扱い。）

◆賞与については、法人の業績（評価委員会が行う法人の業務実績評価の結果）及び当該役員の法人の

業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、100分の20の範囲内で増額又は減額できるものとする。

## (2) 非常勤役員（理事、監事）

- ①非常勤役員手当     理事   日額   30,000 円  
                              監事   年額   900,000 円
- ②通勤手当            職員の旅費の例による費用弁償

◆職員を兼務する非常勤役員（理事）には、役員報酬は支給せず、職員給与規程を適用する。

## 4 役員退職手当の支給基準

### (1) 常勤役員のうち下記(2)～(4)以外の者〔原則〕

常勤役員のうち下記(2)～(4)以外の者には、次の計算式による金額の役員退職手当を支給する。

〔計算式〕 退職手当 = 在職期間（月数）×基本報酬月額 × 0.125

◆法人の業績（評価委員会が行う法人の業務実績評価の結果）及び当該役員の法人の業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、増額又は減額できるものとする。

### (2) 職員としての定年前に常勤役員（専任）となった者〔特例〕

#### ア. 法人職員・岐阜県職員から常勤役員（専任）となった者

定年前の法人職員・岐阜県職員が退職手当を支給されることなく退職し、引き続いて専任の常勤役員となった場合は、法人職員・岐阜県職員としての在職期間と常勤役員としての在職期間を通算し、当該常勤役員が退職したときは、法人職員・岐阜県職員として退職したと仮定して法人職員退職手当規程・岐阜県職員退職手当条例の例によった場合の退職手当を支給する。

ただし、この取扱いが職員であったとした場合の定年の年度末までとし、常勤役員在職中にこの定年の年度末に達したときは、その時点で退職手当を支給する。その後の常勤役員としての在職期間に対する役員退職手当は、支給しない。

#### イ. 岐阜県が設立する他の一般地方独立行政法人の役員から常勤役員（専任）となった者

岐阜県が設立する他の一般地方独立行政法人の役員のうち、当該役員としての在職期間に当該法人の職員・岐阜県職員としての在職期間が通算されている者が退職手当を支給されることなく退職し、引き続いて専任の常勤役員となった場合には、在職期間の通算を継続する。その後の取扱いは、アによる。

### (3) 過去に法人職員・岐阜県職員として退職手当の支給を受けている者〔特例〕

過去に定年又は勸奨により法人職員、岐阜県が設立する他の一般地方独立行政法の職員又は岐阜県職員を退職し、かつ、これらの職員としての退職手当の支給を受けている者には、役員退職手当は支給しない。

### (4) 職員を兼務する役員〔特例〕

職員を兼務する常勤役員には、役員退職手当は支給せず、職員退職手当規程を適用する。

### (5) 非常勤役員

非常勤の役員には、役員退職手当は支給しない。

## 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 役員報酬及び役員退職手当の支給基準

### 1 役員報酬・役員退職手当に関する法律の規定の概略（地方独立行政法人法 48 条,49 条(56 条 1 項で準用)）

- ① 一般地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 報酬等の支給の基準は、法人が定め、知事に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ③ 報酬等の支給の基準は、(1)国・地方公共団体の職員給与、(2)他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、(3)当該法人の業務実績その他の事情を考慮して定めなければならない。
- ④ 評価委員会は、報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

### 2 基本的な考え方

- ① 役員の職務・職責に応じた適正かつ妥当な水準とする。その妥当性の判断に当たっては、他の地方独立行政法人（公立大学法人を含む）及び国の独立行政法人（国立大学法人を含む）の役員報酬等の状況のほか、国立病院（直営）の長、岐阜県を含む都府県の特別職、地方独立行政法人化前の岐阜県立病院の院長等及び他県の病院事業管理者等の給与の状況を参考とする。
- ② ①を踏まえた結果、役員の基本報酬の月額並びに賞与及び退職手当の算定方法は、「指定職俸給表」の適用を受ける国家公務員の取扱い及びこれに準拠して定められている岐阜県の教育職給料表(一)6級の適用を受ける職員の取扱いを参考に定めることとする。
- ③ 評価委員会による法人の業務実績評価を活用し、その評価結果を常勤役員の賞与及び退職手当に反映することができる制度とする。

### 3 役員報酬の支給基準

#### (1) 常勤役員（理事長、副理事長、理事）

##### ①基本報酬（月額）

理事長 865,200 円 以内

副理事長 805,460 円 以内

理事 747,780 円 以内

##### ②通勤手当 法人職員の例による

##### ③賞与 [計算式] 賞与(年間支給総額) = 基本報酬月額 × 1.45 × (1.45 [6月] + 1.65 [12月])

- ◆職員を兼務する常勤役員には、役員報酬は支給せず、職員給与規程を適用する。
- ◆基本報酬（月額）については、理事会において特に必要と認める場合に限り、ここで定める上限額を上回る金額を定めることができるものとする。ただし、その場合の金額は、ここで定める上限額に 100 分の 120 を乗じた額を超えることができないものとする。
- ◆設立団体である岐阜県において職員給与の臨時的抑制措置（給与カット）が行われる場合も、必ずしも同様の措置を行うものではない。（法人の職員と同様の取扱い。）
- ◆賞与については、法人の業績（評価委員会が行う法人の業務実績評価の結果）及び当該役員の法人の

業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、100分の20の範囲内で増額又は減額できるものとする。

## (2) 非常勤役員（理事、監事）

- ①非常勤役員手当   理事   日額   30,000 円  
  監事   年額   900,000 円
- ②通勤手当                   職員の旅費の例による費用弁償

◆職員を兼務する非常勤役員（理事）には、役員報酬は支給せず、職員給与規程を適用する。

## 4 役員退職手当の支給基準

### (1) 常勤役員のうち下記(2)～(4)以外の者 [原則]

常勤役員のうち下記(2)～(4)以外の者には、次の計算式による金額の役員退職手当を支給する。

[計算式] 退職手当 = 在職期間（月数）×基本報酬月額 × 0.125

◆法人の業績（評価委員会が行う法人の業務実績評価の結果）及び当該役員の法人の業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、増額又は減額できるものとする。

### (2) 職員としての定年前に常勤役員（専任）となった者 [特例]

#### ア. 法人職員・岐阜県職員から常勤役員（専任）となった者

定年前の法人職員・岐阜県職員が退職手当を支給されることなく退職し、引き続いて専任の常勤役員となった場合は、法人職員・岐阜県職員としての在職期間と常勤役員としての在職期間を通算し、当該常勤役員が退職したときは、法人職員・岐阜県職員として退職したと仮定して法人職員退職手当規程・岐阜県職員退職手当条例の例によった場合の退職手当を支給する。

ただし、この取扱いは職員であったとした場合の定年の年度末までとし、常勤役員在職中にこの定年の年度末に達したときは、その時点で退職手当を支給する。その後の常勤役員としての在職期間に対する役員退職手当は、支給しない。

#### イ. 岐阜県が設立する他の一般地方独立行政法人の役員から常勤役員（専任）となった者

岐阜県が設立する他の一般地方独立行政法人の役員のうち、当該役員としての在職期間に当該法人の職員・岐阜県職員としての在職期間が通算されている者が退職手当を支給されることなく退職し、引き続いて専任の常勤役員となった場合には、在職期間の通算を継続する。その後の取扱いは、アによる。

### (3) 過去に法人職員・岐阜県職員として退職手当の支給を受けている者 [特例]

過去に定年又は勸奨により法人職員、岐阜県が設立する他の一般地方独立行政法の職員又は岐阜県職員を退職し、かつ、これらの職員としての退職手当の支給を受けている者には、役員退職手当は支給しない。

### (4) 職員を兼務する役員 [特例]

職員を兼務する常勤役員には、役員退職手当は支給せず、職員退職手当規程を適用する。

### (5) 非常勤役員

非常勤の役員には、役員退職手当は支給しない。

## 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 役員報酬及び役員退職手当の支給基準

### 1 役員報酬・役員退職手当に関する法律の規定の概略（地方独立行政法人法 48 条,49 条(56 条 1 項で準用)）

- ① 一般地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 報酬等の支給の基準は、法人が定め、知事に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ③ 報酬等の支給の基準は、(1)国・地方公共団体の職員給与、(2)他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、(3)当該法人の業務実績その他の事情を考慮して定めなければならない。
- ④ 評価委員会は、報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

### 2 基本的な考え方

- ① 役員の職務・職責に応じた適正かつ妥当な水準とする。その妥当性の判断に当たっては、他の地方独立行政法人（公立大学法人を含む）及び国の独立行政法人（国立大学法人を含む）の役員報酬等の状況のほか、国立病院（直営）の長、岐阜県を含む都府県の特別職、地方独立行政法人化前の岐阜県立病院の院長等及び他県の病院事業管理者等の給与の状況を参考とする。
- ② ①を踏まえた結果、役員の基本報酬の月額並びに賞与及び退職手当の算定方法は、「指定職俸給表」の適用を受ける国家公務員の取扱い及びこれに準拠して定められている岐阜県の教育職給料表(一)6級の適用を受ける職員の取扱いを参考に定めることとする。
- ③ 評価委員会による法人の業務実績評価を活用し、その評価結果を常勤役員の賞与及び退職手当に反映することができる制度とする。

### 3 役員報酬の支給基準

#### (1) 常勤役員（理事長、副理事長、理事）

##### ①基本報酬（月額）

理事長 840,000 円 以内

副理事長 782,000 円 以内

理事 726,000 円 以内

##### ②通勤手当 法人職員の例による

##### ③賞 与 [計算式] 賞与(年間支給総額) = 基本報酬月額 × 1.45 × (1.45 [6 月] + 1.65 [12 月])

- ◆職員を兼務する常勤役員には、役員報酬は支給せず、職員給与規程を適用する。
- ◆基本報酬（月額）については、理事会において特に必要と認める場合に限り、ここで定める上限額を上回る金額を定めることができるものとする。ただし、その場合の金額は、ここで定める上限額に 100 分の 120 を乗じた額を超えることができないものとする。
- ◆設立団体である岐阜県において職員給与の臨時的抑制措置（給与カット）が行われる場合も、必ずしも同様の措置を行うものではない。（法人の職員と同様の取扱い。）
- ◆賞与については、法人の業績（評価委員会が行う法人の業務実績評価の結果）及び当該役員の法人の

業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、100分の20の範囲内で増額又は減額できるものとする。

## (2) 非常勤役員（理事、監事）

①非常勤役員手当 理事 日額 30,000円

監事 年額 900,000円

②通勤手当 職員の旅費の例による費用弁償

◆職員を兼務する非常勤役員（理事）には、役員報酬は支給せず、職員給与規程を適用する。

## 4 役員退職手当の支給基準

### (1) 常勤役員のうち下記(2)～(4)以外の者〔原則〕

常勤役員のうち下記(2)～(4)以外の者には、次の計算式による金額の役員退職手当を支給する。

〔計算式〕 退職手当 = 在職期間（月数）×基本報酬月額 × 0.125

◆法人の業績（評価委員会が行う法人の業務実績評価の結果）及び当該役員の法人の業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、増額又は減額できるものとする。

### (2) 職員としての定年前に常勤役員（専任）となった者〔特例〕

#### ア. 法人職員・岐阜県職員から常勤役員（専任）となった者

定年前の法人職員・岐阜県職員が退職手当を支給されることなく退職し、引き続いて専任の常勤役員となった場合は、法人職員・岐阜県職員としての在職期間と常勤役員としての在職期間を通算し、当該常勤役員が退職したときは、法人職員・岐阜県職員として退職したと仮定して法人職員退職手当規程・岐阜県職員退職手当条例の例によった場合の退職手当を支給する。

ただし、この取扱いは職員であったとした場合の定年の年度末までとし、常勤役員在職中にこの定年の年度末に達したときは、その時点で退職手当を支給する。その後の常勤役員としての在職期間に対する役員退職手当は、支給しない。

#### イ. 岐阜県が設立する他の一般地方独立行政法人の役員から常勤役員（専任）となった者

岐阜県が設立する他の一般地方独立行政法人の役員のうち、当該役員としての在職期間に当該法人の職員・岐阜県職員としての在職期間が通算されている者が退職手当を支給されることなく退職し、引き続いて専任の常勤役員となった場合には、在職期間の通算を継続する。その後の取扱いは、アによる。

### (3) 過去に法人職員・岐阜県職員として退職手当の支給を受けている者〔特例〕

過去に定年又は勧奨により法人職員、岐阜県が設立する他の一般地方独立行政法の職員又は岐阜県職員を退職し、かつ、これらの職員としての退職手当の支給を受けている者には、役員退職手当は支給しない。

### (4) 職員を兼務する役員〔特例〕

職員を兼務する常勤役員には、役員退職手当は支給せず、職員退職手当規程を適用する。

### (5) 非常勤役員

非常勤の役員には、役員退職手当は支給しない。

# 公立大学法人岐阜県立看護大学 役員報酬・退職手当の支給基準

## 1 役員報酬・退職手当に関する規定 【地方独立行政法人法第 56 条（読替後）】

一般地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当は、

- ① 役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 法人が支給基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ③ 支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の一般地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該公立大学法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

## 2 基本的な考え方

- ① 現行の学長の給与を基準とする。
- ② 役員の職務・職責に応じた適正かつ妥当な水準とする。（他の公立大学法人の状況も参考に）
- ③ 評価委員会による法人業務評価等を活用し、評価結果等を常勤役員の期末特別手当等に反映することができる制度を導入する。

## 3 役員報酬の支給基準

### (1) 常勤役員（理事長、理事）（下記(3)の職員兼務役員を除く。）

- ① 基本報酬  
理事長 840,000 円  
理事 726,000 円以内で理事長が定める額
- ② 通勤手当 職員の例による
- ③ 期末特別手当 現行の期末手当と同じ  
$$= (\text{基本報酬月額①} + \text{①} \times 45\% \text{以内}) \times 145\% (6\text{月}) \cdot 165\% (12\text{月}) \times \text{在職期間率}$$

- ◇ 職員を兼務する理事には、役員の報酬は支給せず、職員給与規程を適用する。
- ◇ 設立団体である岐阜県において臨時的給与抑制措置がなされる場合は、同様の扱い（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 5 条の 2 の職員の例による。）とする。
- ◇ 期末特別手当については、評価委員会が行う法人の業績評価の結果及び常勤役員としての業務への貢献度を総合的に勘案し、10/100 の範囲内で増額又は減額できるものとする。

### (2) 非常勤役員（理事、監事）

- ① 非常勤役員手当（理事） 日額 30,000 円  
同上（監事） 年額 450,000 円
- ② 通勤手当 費用弁償（職員旅費規程の基準により支給）

### (3) 職員兼務役員（理事）

役員の報酬は支給せず、職員としての給与を職員給与規程に基づき支給する。

## 4 役員退職手当の支給基準

### (1) 常勤役員

#### ① 常勤役員のうち下記②～④以外の者（外部からの専任の常勤役員を想定）

在職期間(月) × 基本報酬月額 × 12.5%

◇ 評価委員会が行う法人の業績評価の結果及び常勤役員としての業務への貢献度を総合的に勘案し、増額又は減額できるものとする。

#### ② 法人職員から常勤役員となった者（特例）

法人職員が退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、法人職員としての在職期間と役員としての在職期間を通算し、職員退職手当規程の例により支給する。

#### ③ 岐阜県職員から常勤役員となった者（特例）

岐阜県職員が退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、岐阜県職員としての在職期間と役員としての在職期間を通算し、岐阜県職員として退職したと仮定した場合に、岐阜県職員退職手当条例により支給される退職手当の額に相当する額を支給する。

#### ④ 職員兼務役員

職員退職手当規程により支給する。

### (2) 非常勤役員

退職手当は支給しない。

### (3) その他

(1)にかかわらず、役員となった日以前に定年又は勸奨により法人又は岐阜県を退職し、法人職員退職手当規程又は岐阜県職員退職手当条例の規定により退職手当の支給を受けている役員には、役員退職手当は支給しない。